

新型コロナウイルス感染症関係支援情報



支援内容等が変更されている場合もありますので、詳細は各問い合わせ先に確認してください。

〈 個人向け 〉

[市ホームページ]

<https://www.akitakata.jp/ja/a122/corona-shien-01/>



対象・概要	備考
給付 特別定額給付金 特別給付金専用電話 ☎42-5651	
▶基準日(4月27日)に住居基本台帳に登録されている方 対象者1人につき10万円を支給 ・支給金額…10万円/1人	■申請方法(原則世帯主が申請) 郵送申請方式 オンライン申請方式 (マイナンバーカード所持者のみ可能) ■申請期限 8月12日
給付 子育て応援商品券 市独自施策 商工観光課 商工振興・企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024	
▶高校生以下の子ども、妊婦、ひとり親家庭の養育者 子育て世帯の生活支援と地域の消費を喚起するため商品券を支給 ・支給金額…1万円分/1人	■給付方法 対象者に商品券を郵送済み(5月下旬) ※商品券の取り扱い加盟店は安芸高田市商工会のホームページを確認してください。
給付 子育て世帯への臨時特別給付金 子育て支援課 児童福祉係 ☎お太助フォン47-1283	
▶4月分(3月分を含む)の児童手当を受給する方※特例給付の方を除く 児童手当を受給する世帯へ給付金を支給 ・支給金額…1万円/1人	■給付開始 6月下旬以降随時(予定) ■申請方法 原則申請不要
給付 住居確保給付金 社会福祉課 生活福祉係 ☎お太助フォン42-5615	
▶離職・廃業から2年以内、または休業等で収入が減少し、住居を失う恐れがある方 家賃相当額のうち、上限範囲内を家主へ支給 ・上限…3万3,000円~4万3,000円/月 ※最長3か月	■給付内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。
給付 傷病手当金 保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン42-5619	
▶国民健康保険被保険者、または後期高齢者医療保険被保険者 ※社会保険の方は各健康保険等に確認してください 新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われたことで4日以上勤務ができず、その時期の給与が支払われなかった方へ支給 ・支給金額…平均日給 ⁽¹⁾ ×2/3×働けなかった日数 ⁽²⁾ (1)直近の継続した3か月間の給与収入合計÷勤務日数 (2)勤務できなかった日数-3日間	■適用期間 1月1日~9月30日 ※入院の継続等で勤務できない場合は、支給開始日から最長1年6か月まで適用されます。 ※詳細は市ホームページでも確認できます。
融資 緊急小口資金・総合支援資金(生活費) 社会福祉協議会 ☎お太助フォン47-1131	
▶休業・失業し、生活資金が必要な方 保証人不要、無利子の貸付 ・上限…10万円(学校休業等20万円)	■据置期間 1年以内 ■償還期限 2年以内
免除 猶予 市営住宅等 家賃減免、徴収猶予 住宅政策課 住宅係 ☎お太助フォン47-1202	
▶収入減少、または解雇された市営住宅等の入居者 一定程度収入が減少した方の家賃等の減免や徴収の猶予、滞納処分の執行停止	■減免内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。

免除 国民年金 保険料免除の特例 保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン42-5619	
▶一定程度収入が減少した方 国民年金保険料の免除、または納付を猶予	詳細はお問い合わせください。 ※市ホームページでも確認できます。
免除 介護保険 保険料減免 保険医療課 介護保険係 ☎お太助フォン42-5618	
以下のいずれかに該当する方 ▶世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ▶世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減少した世帯の方 保険料の減免、または徴収を猶予	(対象保険料) 令和元年度、および令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間が普通徴収の納期限(特別徴収の場合は対象年金給付の支払日) 詳細はお問い合わせください。 ※市ホームページでも確認できます。
免除 後期高齢者医療制度 保険料減免 保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン42-5619	
以下のいずれかに該当する方 ▶世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ▶世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減少した世帯の方 保険料の減免、または徴収を猶予	詳細はお問い合わせください。 ※市ホームページでも確認できます。
免除 国民健康保険 保険料減免 税務課 市民税係 ☎お太助フォン42-5614	
以下のいずれかに該当する方 ▶世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ▶世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減少した世帯の方 保険料の減免、または徴収を猶予	(対象保険料) 令和元年度分、および令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間が納期限 詳細はお問い合わせください。 ※市ホームページでも確認できます。
猶予 市・県民税等、全ての地方税 徴収猶予の特例制度 税務課 収納係 ☎お太助フォン42-5614	
以下の全てに該当する方 ▶2月以降の任意の期間(1か月以上)、収入が前年同月比おおむね20%以上減少した方 ▶一時に納付、または納入を行うことが困難な方 個人の市・県民税、法人の市民税、固定資産税等の全ての地方税の徴収を猶予 ・猶予期間…1年	■猶予される税 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人の市・県民税、固定資産税など ■申請期限 6月30日、または納期限のいずれか遅い日 ※国税の猶予制度については吉田税務署(☎42-0008)へお問い合わせください
猶予 上下水道 料金支払猶予 上下水道課 業務係 ☎お太助フォン47-1203	
▶一定程度収入が減少した方 対象者の支払いを猶予	■猶予内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。
猶予 電気・ガス 料金支払猶予 契約している電気・ガス事業者	
▶一定程度収入が減少した方 供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いに柔軟な対応を行うことを各事業者へ要請	
その他 市営住宅等の提供 住宅政策課 住宅係 ☎お太助フォン47-1202	
以下のいずれかに該当する方 ▶解雇等で会社の寮等の退去を余儀なくされている方 ▶休業等で収入が減少し、住居を失う恐れがある方 ▶地方公共団体の要請で市内の施設が閉鎖され一時的な滞在場所を失った方 市内にある現在の住居を退去しなければならなくなった方へ市営住宅等を有償で6か月提供 ※提供可能な住宅には限りがあります。	■提供内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。